

事業計画書

(令和5年度)

社会福祉法人 みきた福社会
生活介護事業所 みきた作業所

I みきた福祉会運営方針

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の予防と対応に追われた一年となりました。利用者、職員ともに感染者が発生いたしました。幸い大事には至らず自宅療養等の後に通所、また、勤務いただいております。新型コロナについては、2類相当から、季節性インフルエンザ等と同じ「5類」への移行が発表され、良い意味での日常が戻ることを期待したいと思います。

令和5年度は、引き続き利用者にとって「安全で安心して過ごせる場所」を守り、利用者が笑顔で活動ができるよう、職員の専門性啓発向上と福祉職職員としての資質向上に努め、更なる前進、成長、進化を目指してまいります。また、職員が働きやすい職場環境の整備に努めたいと考えます。

一方、長年の課題である、法人の安定運営については、新規利用者の獲得に努め、昨年度は後期に1人、新年度より新卒者の通所2人が確定しておりますが、引き続き新規利用者の獲得に努めてまいります。

利用者支援においては、「安心・安全」を最優先に、事故を起こさない、ケガのない支援を心掛けるとともに、引き続き新型コロナを含めた感染症の予防と対策に取り組みます。また、生活介護事業所としての6時間支援について、送迎時間、職員の勤務時間帯、支援体制等の見直しを行い、6時間支援体制の構築を図ります。

災害等への備えとして、昨年度より、施設裏山での残土処分地の崩落の危険性が危惧されておりますが、引き続き堺市環境対策課に改善の要望を上げ、早期の対応を進めてまいります。また、土砂災害等を想定した実効性のある避難訓練を行い、自身で身を守るため、繰り返し体験的に具体的な訓練を実施してまいります。これら災害や感染症発生に備えた事業継続計画（以下、「BCP」という。）については、令和6年度には作成とその対応が義務化されることから、早期に作成し「安心・安全」の一層強化に努めてまいります。

上記内容を念頭に、みきた福祉会は、「障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものである」この思いを大切に、「この町で当たり前とその人らしく、安心・安全に通える作業所」を目指し、以下の内容を基本方針として洗練されたチームの実現と法人運営に努めます。

1 運営の基本方針

- ① ワクワクしながら通い、ともに生きる喜びを見出し、自己実現の図れる支援を目指します
- ② 利用者一人ひとりの特性に配慮し、希望に沿った良質なサービスが受け

られるよう、また、安心して活動できる支援体制並びに環境の向上に努めます

- ③ 障がい者が地域で生活していくため、必要な福祉サービスを可能な限り提供できるよう事業の促進に努めます
- ④ 財政基盤の強化を図るため、支援学校や相談支援センター等の関係機関との連携を強化し新規利用者の獲得と経費削減に努めます
- ⑤ 障がい福祉サービス提供職員として、知識・技術・能力の研鑽に努め、支援者として信頼される職員育成に努めます
- ⑥ 職員がやりがいを持って意欲的に業務に専念できるよう、労働環境の整備に努めます
- ⑦ 理事会・評議員会をはじめとする各委員会の活性化を図り、より適正な法人運営に努めます

II みきた作業所事業計画

利用者一人ひとりの障がい特性に応じた個別支援計画書を作成し、個別支援計画書に基づいた支援に努めます。支援内容や活動については、利用者並びに保護者及び関係者にも周知し、共通認識の下統一した関わり方ができるよう努めます。また、職員会議等を活用し、虐待防止マニュアルに沿った権利擁護をしっかりと職員が学び、支援に反映させます。

新型コロナ対策については、5月には5類に移行されますが、引き続き、施設内の消毒等の感染対策を続けながら、コロナ禍で自粛していた活動内容を少しずつ再開させ、利用者一人ひとりが楽しみを持って取り組んでもらえる活動を提供します。

また、活動を通じて利用者が「なにができる」ではなく「なにがしたい」を職員と共に考え過ごすことのできる環境を提供します。

1 事業の基本方針

障がい者が、かけがえのない一人の人間としてその人格が尊ばれ、社会の一員として誇りを持ち、自立した生活が営めるよう一人ひとりの人権を擁護し、下記を基本として寄り添い見守り、支援に取り組みます。

- ① 障がい特性に合わせた活動を提供し、さまざまな体験を重ねることで日常生活での経験値を高める取り組みを行い、ライフスタイルに応じた支援に努めます

- ② 権利擁護を遵守し、意思決定支援ガイドラインに沿ったサービス提供や虐待防止委員会と連携し、人権を守るための支援強化を図ります
- ③ 事業所が地域の中で社会資源となれるよう情報公開に努め、支援学校・関係機関等と連携します。また、堺市南区自立支援協議会に参加し課題解決を共に考え支援します
- ④ 障害者総合支援法等の関係法令並びに法人の規則・規程の遵守に努めます

2 重点目標

- ① 一人ひとりの利用者ニーズに合わせたサービスの提供と活動の充実
- ② 利用者の権利擁護及び意思決定支援の強化、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会の運営
- ③ 福祉サービスの充実・強化、サービスの質の向上
- ④ サービス提供時間を6時間に変更するための環境整備及び実施
- ⑤ 関係法令・運営規程等の遵守、個人情報等の適正管理
- ⑥ 感染症の予防対策、健康管理
- ⑦ 防災、危機管理体制の強化
- ⑧ BCPの策定及び運用
- ⑨ 事業所の存在の周知や相談支援事業所と連携強化を図り福祉事業として地域の社会的役割を担う

3 具体的取り組み

(1) 利用者支援 (① ② ③ ④)

適切なアセスメントを行い、一人ひとりのニーズに合わせた活動を提供します。また、利用者、保護者、関係者等からのモニタリングを実施し、個別支援計画書を作成し、支援員が個別支援計画書に基づいた支援を行います。さらには、重度支援が必要な方には支援手順書を作成し、スケジュールに沿った支援を提供します。

日々の活動内容は、意思決定支援を基に本人が選択した日中活動を提供・支援します。

(2) 活動内容 (① ② ③ ④)

利用者の障がい特性に応じたスケジュールを提案し、活動内容は下記のとおり行います。個別支援の充足を図るうえで活動グループを分け、従来のタイムスケジュールと別のグループを作り、活動に取り組んでいただきます。

【生産活動】

軽作業を中心とし、1コマ45分×希望コマ数（最大4コマ）を、利用者それぞれの状況を考慮し作業配分を決めます。また、工賃は取り組んだコマ数により算出します。（令和4年度は1コマ80円）

【余暇活動】

体づくり、レクリエーション、買い物体験、外出支援、創作活動等で、活動プログラムは前月20日に作成し配布します。午後からの活動はプログラムを見てからの選択制とし、毎週水曜日は全員参加日とします。

【個別支援】

重度支援の方を対象に、生産活動とは別に支援手順書を基に、自立課題としての個別プログラムに取り組みます。

（3）虐待防止・意思決定支援（② ⑤）

職員は、利用者の人権を尊重しその権利を擁護すると共に、利用者が安心・安全な日常生活を過ごすため、一人ひとりに応じた支援に取り組みます。

職員は、毎月自己評価シートを作成し、それを基に定期的な委員会を開催し虐待防止及び身体拘束に関する適正化に努めます。また、利用者それぞれの意志を確認するための支援ツール等を整備し、自己決定できるプロセスを活動内容に取り入れ実施します。

（4）生活介護事業サービス提供時間の適正化（① ③ ④ ⑤）

障害者総合支援法の基準では、生活介護事業のサービス提供時間が6時間未満の場合は開所時間減算の対象とされ給付費が30%の減算となります。当事業所は、10時～15時30分の5時間30分支援のため、上記基準を満たしておらず、サービス提供時間を6時間とするため、職員の勤務体制の整備（シフト化）、利用者及びご家族との調整並びに関係機関等との連携を図り年度中早期の運用を目指します。

（5）健康管理（① ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧）

利用者それぞれの障がい特性を踏まえ、仲間と楽しく過ごし身体を動かす事で気持ち明るく前向きな生活・思考へと変わっていくことを支援目標とし、利用者が定期的に運動する機会を提供し、健康の維持・増進に努めます。

体力、運動能力、理解力を含め、障がい程度も多岐にわたることから、ご家族や支援関係者と連携し嘱託医の指導の下日々の健康管理を行い、病気の予防・早期発見に努めます。また、日々の健康観察やご家族・他の支援関係者と連携し、心身の健康状態を把握し、作業所での活動時間だけで

なく生活全般において健全な生活が送れるよう取り組みます。服薬管理の必要な利用者については与薬支援を行います。

【具体的取り組み】

- 毎日のバイタルチェックとデータ管理
 - 血圧測定 通所時に実施
 - 検温 通所時と帰宅前に実施
- 嘱託医による健康管理
 - 毎月第1水曜日の午前、事業所往診により実施
- 健康診断
 - 年1回、5月に嘱託医の清水内科にて実施
 - 嘱託医の助言を基に利用者の健康の維持・増進に努めます
- 新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン接種
 - 嘱託医による、希望者への接種を事業所内で実施
- 看護師による健康管理
 - 毎水、金曜日にバイタルチェックと健康体操を実施
- 感染症予防対策
 - 手指の消毒やうがいの実施、マスクの着用については行政判断に基づき対応
- 緊急対応
 - 施設活動時での発熱・外傷・てんかん発作等に対しては応急手当後、必要に応じて医療機関や家族等と連絡を取り適切な対応に努めます。

(6) BCPと安全管理 (⑤ ⑥ ⑦ ⑧)

自然災害や感染症の発生に備え利用者及び職員を守るため、また、事業が継続的に提供できるため、BCPの作成と、より現実的な災害や事故等を想定した、避難・対応等の実践的な訓練を実施し災害時・緊急時に備えます。

- 自然災害に対するBCPの策定
- 感染症対策マニュアル及び対策に関するBCPの策定
- 大雨等による裏山の土砂災害想定の実践的な避難訓練

4 事業所概要

(1) 事業の種別

生活介護事業認可日 : 平成31年4月1日
事業所番号 : 2716400540号

(2) 法人及び事業所の所在地

所在地 : 堺市南区別所 1480 番地 1

(3) 利用定員

定員 20人 (令和5年2月1日付実人員 16人)

(4) 職員配置

単位：人

| 職 種 | 専 従 ・ 兼 務 | 人数 | 常勤換算 |
|---------------|--------------|----|------|
| 施設長 | 管理者、生活支援員兼務 | 1 | 1.0 |
| サービス 管理責任者 | 専従 | 1 | 1.0 |
| 生活支援員 | 運転手兼務 | 6 | 5.5 |
| 事務員 | 生活支援員及び運転手兼務 | 1 | 1.0 |
| 看護師 | 専従 | 1 | 0.1 |
| 嘱託医 | 嘱託 | 1 | 0.01 |

(5) 営業日及び時間

営業日 : 月 ~ 金曜日 第1・3・5土曜日 11月3日(祝)

営業時間 : 8時20分から17時05分

ただし、第4木曜日及び土曜日祝日は14時まで

一日の流れ

【月曜日～金曜日】

| | | | |
|---------|------------|---------|------------|
| 8:30 ~ | 送迎 (3 コース) | 13:15 ~ | 生産活動及び余暇活動 |
| 10:15 ~ | バイタルチェック | 14:00 ~ | 休息 (水分補給) |
| 10:20 ~ | 朝礼～ラジオ体操 | 14:15 ~ | 生産活動及び余暇活動 |
| 10:30 ~ | 生産活動 | 15:00 ~ | 片付け・清掃 |
| 11:15 ~ | 休憩 (水分補給) | 15:20 ~ | 帰宅準備・終礼 |
| 11:30 ~ | 生産活動 | 15:30 ~ | 送迎 (納品) |
| 12:15 ~ | 昼食・休憩 | | |

※ 午前、午後ともに活動時間は一コマ45分となります

【第4木曜日午後】

| | |
|---------|-----------|
| 13:15 ~ | 掃除 (拭き掃除) |
| 13:45 ~ | 帰宅準備・終礼 |
| 14:00 ~ | 送迎 (納品) |

※ 第4週の木曜日は、職員会議及び施設点検の為、14:00送迎となります

【第1・第3・第5土曜日】

| | | | |
|---------|----------------------|---------|---------|
| 8:30 ~ | 送迎 | 12:15 ~ | 昼食・休憩 |
| 10:15 ~ | バイタルチェック 朝礼～ラジオ体操 | 13:45 ~ | 帰宅準備・終礼 |
| 10:30 ~ | 余暇活動 | 14:00 ~ | 送迎 |

※土曜日開所 (第1・3・5) は14:00送迎開始となります

5 事業及び活動内容

(1) 事業内容

障がい者の社会参加と福祉の充実を進めるため、利用者それぞれのニーズに応じた、誰もが参加できるプログラムを月替わりで実施し、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持・増進を目的に、創作的活動や生産活動等様々なサービス及び機会の提供のため、以下の内容の事業に取り組みます。

- ① 生活支援（排泄、食事、身だしなみ等日常生活動作の支援）
- ② 生産活動・創作活動に必要な知識、能力を向上するための支援
- ③ 防災・安全に関する活動
- ④ 健康管理
- ⑤ 行事・余暇活動の実施
- ⑥ 訪問支援
- ⑦ 送迎サービス
- ⑧ ①～⑦に付帯するその他日常生活上必要な、介護・援助、支援、相談、助言等
- ⑨ その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助
- ⑩ 利用者等からの苦情・相談に関すること
- ⑪ 介護給付費等の請求・代理受領業務

(2) 年間行事予定

毎月の誕生会や年2回の日帰り旅行等を利用者の希望を聞きながら感染症に配慮し、季節感のある行事を行います。

| 月 | 内 容 | 月 | 内 容 |
|---|-------|----|--------------------|
| 4 | お花見 | 10 | 日帰り旅行 |
| 5 | 日帰り旅行 | 11 | 堺市スポーツレクリエーション大会参加 |
| 6 | 買い物体験 | 12 | クリスマス会 |
| 7 | 七夕 | 1 | 初詣 |
| 8 | 納涼祭 | 2 | 節分 |
| 9 | 親睦会 | 3 | バーベキュー大会 |

(3) 防災・避難訓練

地震、火災、土砂災害等の非常災害に備え、発生の予防と発生時の対処について職員の対応力の向上に取り組みます。また、より実践的な訓練を実施し災害発生時に的確かつ、迅速に行動ができ、被害を最小限に留められるよう防災意識の向上に努めます。

最大の目的は「災害から命を守ること」このことを常に意識し、利用者

職員ともに災害に備えたいと考えます。

当施設の裏山については、以前より残土置き場となっており、降雨時等の土砂崩落の危険性があり、堺市環境対策課への改善要望を提出しております。昨年12月に業者に対する行政の改善指導がなされていますが、引き続き強い要望を上げ早急な改善に繋がるよう努めます。一方自助努力として、土砂災害に備えた施設内の避難経路の確保と実践的な訓練に取り組みます。

また、令和2年度に愛恵福祉支援財団より助成を受け購入した、防災備品については、管理状況の点検、入れ替え、補充を行い非常時に備えます。

令和6年度当初に義務化される、感染症や災害発生時のBCPについては、早期に作成し「安心・安全」の一層強化に努めます。

なお、令和5年度は下表のとおり防災・避難訓練を実施します。

【避難訓練年間予定表】

| 実施月 | 訓練の内容 | 実施月 | 訓練の内容 |
|-----|---------------|-----|--------------|
| 6 | 地震想定での避難訓練 | 12 | 土砂災害想定での避難訓練 |
| 9 | 防災総合訓練（消防署協力） | 3 | 火災想定での避難訓練 |

(4) 広報活動

ホームページを中心に施設の情報提供を積極的に行います

- ・ホームページの時点修正（年3回）
- ・以下の近隣支援学校で行われる福祉事業所合同説明会への参加及び在校生、ご家族に向けたパンフレット等の配布
堺支援学校、泉北支援学校、和泉支援学校（各学校年1回程度）
- ・近隣相談支援事業所等への事業所紹介とパンフレットの配布
- ・堺市南区役所内での「ギャラリー みなみかぜ」への参加による地域交流と地域事業所との情報交換や連携

(5) ボランティア・実習生の受入れ

地域との交流、第三者の目といった意味でも下記のボランティアや実習生の受け入れを積極的に行います。

- ・各種行事等での一般ボランティア
- ・支援学校生（利用予定者含む）の実習
- ・支援学校生徒、保護者の見学
- ・卒業後の進路選択の参考としての施設見学
- ・地域の利用希望者の見学や体験実習
- ・相談支援事業所等を通じた見学や体験実習等

(6) 第三者評価の受審

虐待防止・業務評価シートに基づく自己評価を重ね、段階を得て第三者機関の評価受審を計画します。

(7) 新型コロナ等感染症発生時の対応

新型コロナに関しては、令和5年5月8日以降、2類相当から季節風インフルエンザと同等の第5類へ移行され、予防また、発生時の対応の変化が予測されます。

事業所としては、引き続き感染対策は慎重に行い、感染の予防に努めるとともに、支援時の対応、集団活動、所外活動等は、国、大阪府、堺市の対応指針を考慮しながら状況に応じ柔軟に対応したいと考えます。

また、感染症対策指針を早急に作成し、感染予防、再発防止対策及び発生時の適切な対策・体制を確立し、適切かつ安全な支援の提供に努めます。

(8) 会議及び委員会

事業所運営及び利用者支援の向上のため、以下の会議、委員会を定期的開催します。

① 会議

| 会議名 | 会議日 | 出席者 | 目 的 |
|--------|-----------------|-----------|--|
| 職員会議 | 第4木曜日 16:00~ | 全職員 | ・支援内容、行事等の情報共有 ・事業、運営の情報共有 ・個別支援の確認 ・意見交換 |
| 正規職員会議 | 第4火曜日 14:00~ | 正規職 全員 | ・事業所運営及び利用者支援の 検討 ・6時間支援の在り方について |
| 支援員会議 | 第2金曜日 17:00~ | 支援員 全員 | ・利用者ケースカンファレンス ・日々の活動の振り返り ・行事等の検討 |
| 入所調整会議 | 随時 | 正規職 全員 | ・新規契約者の受け入れの可否 について |

② 委員会

・虐待防止委員会

職員会議開催時に、職員一人ひとりが作成する「虐待防止・業務評価シート」を基に振り返り等を行い、虐待の防止と権利擁護意識の向上に努めます。また、年1回以上の研修を実施します。

| 役 割 | 職 種 | 氏名 |
|---------|-----------|-------|
| 虐待防止責任者 | 施設長 | 阪口 勉 |
| 相談受付担当者 | サービス管理責任者 | 松本 京子 |

| | | |
|-------|----|---------------|
| 委員 | 主任 | 田中 晃二 峯 翔大 |
| 第三者委員 | 委嘱 | 曾谷 佳裕 |

- 身体拘束等適正化委員会

年 1 回以上の委員会及び研修の実施と職員への検討内容の周知

| 役割 | 職種 | 氏名 |
|-----|-----------|--------|
| 委員長 | 施設長 | 阪口 勉 |
| 委員 | サービス管理責任者 | 松本 京子 |
| | 主任 | 峯 翔大 |
| | 看護師 | 坂井 真里子 |

- 身体拘束判定会議の出席者については、上記委員に嘱託医を加えた 5人とする

(9) その他

新規利用者の受け入れについては、利用希望者の中から、適時体験利用を実施したうえで、上記(8)の入所調整会議による、受け入れの可否を判断し、運営規程・重要事項説明書・利用契約に基づいて利用者並びにご家族後見人等に説明と同意を求めたうえで適切に受け入れを行います。